

第 3 回座間味村議会定例会

第 2 日 目

9 月 11 日

平成20年第3回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平 成 2 0 年 9 月 1 0 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 議	平成20年9月11日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成20年9月11日 午後1時55分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之	6 番	宮 里 祐 司
	2 番	中 村 秀 克	7 番	宮 里 清之助
	3 番	金 城 善 昇	8 番	金 城 勝 英
	5 番	金 城 英 雄	9 番	宮 平 秀 保
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	8 番	金 城 英 雄	1 番	宮 里 順 之
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 平 優	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	仲 村 三 雄	会 計 課 長	野 崎 康
	教 育 長	仲 地 勇	船 舶 課 長	宮 村 英 美
	総務企画課長	垣 花 健	教 育 課 長	宮 城 武
	住 民 課 長	宮 平 真由美	政 策 調 整 監	幸 地 東
	産 業 振 興 課 長	金 城 英 幸		
	環 境 衛 生 課 長	金 城 英 隆		

平成20年第3回座間味村議会定例会議事日程（第2号）

（平成20年9月11日午前10時開議）

日 程	議 案 番 号	件 名
1	報 告 第 2 号	平成19年度決算に伴う健全化判断比率及び資金不足率の報告について
2	報 告 第 3 号	地方自治法第221条第3項の法人化に係る経営状況について
3		提出議案の説明（議案第36号～議案第42号）
4	議 案 第 3 6 号	平成20年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について
5	議 案 第 3 7 号	平成20年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
6	議 案 第 3 8 号	平成20年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について
7	議 案 第 3 9 号	平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
8	議 案 第 4 0 号	平成20年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
9	議 案 第 4 1 号	平成20年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
10	議 案 第 4 2 号	平成20年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
11	議 案 第 4 3 号	座間味村ふるさと寄附条例の制定について
12	議 案 第 4 4 号	座間味村ふるさと応援基金条例の制定について
13	議 案 第 4 5 号	座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
14	推 薦 第 1 号	農業委員の推薦について

○ 議長（宮平秀保）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．報告第2号 平成19年度決算に伴う健全化判断比率及び資金不足率の報告についてを議題とします。

提案者の報告の説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

報告第2号

平成19年度決算に伴う健全化判断比率及び資金不足率の報告について

平成19年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年度法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成20年9月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

詳細については、担当課長から説明させます。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

報告第2号について、若干説明させていただきます。今回の報告は、平成19年の6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布されたことによるものです。計画策定義務を含めた全体の法律の施行は、来年の4月からとなるんですが、資料の公表については平成20年4月から施行されておりまして、決算が出た段階で議会へ報告することとなっております。公表する資料としましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標と公営企業に関する資金不足比率となっております。本村の状況なんですけれども、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも黒字となっておりますので、この辺は指標が出てまいりません。実質公債費比率につきましては28.5%ということで、昨年が30.7%でしたので2ポイントほど低下しておりますけれども、早期健全化比率の基準である25%を依然として上回っている状況ということになります。将来負担比率につきましても240.6%ということで、現在のところ健全化基準よりは下回っている状況です。資金不足比率につきましては、簡易水道事業特別会計で92.9%、航路事業特別会計において7.4%ということで、その他の事業については不足比率は出ておりませんが、簡易水道特別会計において、経営健全化基準の20%を上回っている状況であります。以上、報告いたします。

○ 議長（宮平秀保）

これより質疑を行います。7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

基本的なこと申しわけないですけれども、簡易水道事業のところの92.9%になっていますけれども、資金不足比率のところでもう一度、教えてもらえないですか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

ただいまの質疑にお答えいたします。資金不足比率はですね、特別会計の事業費について、どれだけ赤字が発生しているかという比率です。今ここでちょっと細かい説明はなかなかやりづらいところがあるんですけども、きのうの決算の報告で3,000万円余りの赤字が出ていたと思うんですが、それがそのまま反映する形になります。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

92.9%と、基準が20%となっているんですよ。ですから3,000万円の赤字は92%ということは、ほとんど赤字だからだめだということになりますよね。要するに20%という基準でいくと、基本的にいうとどのぐらいの決算でやればよかったことになりますか。参考までに教えてください。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。20%以下になる数字というのは結局出してはいないんですけども、この計算からいきますと約600万円前後が20%以下になる基準の線かなと思います。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

わかりました。一応努力目標とか、そこら辺のところの数字が具体的につかめましたのでわかりました。質疑を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

ちょっと総務課長教えてください。先ほど実質公債費比率は、これは前の30.7%というのは平成12年でしたよね。そうですか。30.7%というのは何年度のものですかと。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えします。通常、実質公債費比率というのは3年の平均でデータを出しますので、30.7%というのは平成16、17、18年度の平均の比率で、今回の28.5%というのは平成17、18、19年度ということになります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

こういった将来負担比率というのが、健全化の。もう少し説明してください。早期健全化基準350.0というもの。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えします。将来負担比率というのは、その市町村の標準財政規模、説明を参考資料のほうにもつけていたかと思うんですが、標準財政規模というのは普通交付税と、その団体が賄う自主財源と合わせて、7億円ぐらいが座間味村の標準財政規模となります。それに対してどれだけ将来の負担額が出てくるかということなんですが、将来負担額というのは当該年度の年度末における地方債の現在高であったり、一般会計以外の特別会計の地方債の元利償還金、あと一般会計からの負担の見込額、将来の退職手当支給予定額等が将来負担額となりまして、それを計算に基づいて数字が出てきたのが240.6という数字になっております。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これで報告第2号 平成19年度決算に伴う健全化判断比率及び資金不足率の報告についてを終わります。

日程第2. 報告第3号 地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況についてを議題とします。

提案者の報告の説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

報告第3号

地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）243条の3第2項の規定により、地方自治法第221条第3項の法人（株二一・ざまみ）についての経営状況を、別添のとおり報告する。

平成20年9月10日提出

座間味村長 仲村三雄

会社の営業報告書等、総会資料の添付で報告されております。ひとつよろしく願いいたします。なお、説明につきましては、きょうここで私がすべてを説明することができませんので、後で会社の役員揃った中で、また議員の先生方にも御説明し、御理解をいただこうと思っておりますけれども、後でまたひとつ御指導を賜りたいと思っております。以上で報告とさせていただきます。よろしく願いします。

○ 議長（宮平秀保）

これより質疑を行います。7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

今、村長からの報告がありましたとおり、別の場で改めて詳細については説明していただけるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

そのとおり、ひとつ御指導を賜りたいと思っております。

○ 議長（宮平秀保）

これで報告第3号 地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況についての報告は終わります。

日程第3. 提出議案、議案第36号 平成20年度座間味村一般会計補正予算（第3号）についてから、議案第42号 平成20年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての説明を求めます。

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第36号

平成20年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年9月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成20年度座間味村一般会計補正予算（第3号）

平成20年度座間味村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,835千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,112,617千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成20年9月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

第1表 歳 入 歳 出 補 正 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補 正 額	計
13 県 支 出 金		56,324	117	56,441
	2 県 補 助 金	14,063	117	14,180
15 寄 附 金		1	1	2
	1 寄 附 金	1	1	2
17 繰 越 金		50,679	17,690	68,369
	1 繰 越 金	50,679	17,690	68,369

款	項	補正前予算額	補正額	計
18 諸 収 入		9,452	27	9,479
	4 雑 入	9,447	27	9,474
歳 入 合 計		1,094,782	17,835	1,112,617

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
2 総 務 費		160,880	17,121	178,001
	1 総 務 管 理 費	129,725	15,447	145,172
	2 徴 税 費	16,565	1,674	18,239
3 民 生 費		106,730	424	107,154
	1 社 会 福 祉 費	96,268	406	96,674
	2 児 童 福 祉 費	10,460	18	10,478
4 衛 生 費		160,561	1,934	162,495
	1 保 健 衛 生 費	92,050	1,934	93,984
5 労 働 費		1,313	924	2,237
	1 失 業 対 策 費	1,313	924	2,237
6 農 林 水 産 業 費		77,032	△12,595	64,437
	1 農 業 費	21,356	1,485	22,841
	3 水 産 業 費	36,265	△14,080	22,185
7 商 工 費		18,956	115	19,071
	1 商 工 費	18,956	115	19,071
8 土 木 費		94,960	△1,654	93,306
	2 道 路 橋 り ょ う 費	7,664	975	8,639
	4 港 湾 費	3,804	123	3,927
	5 下 水 道 費	41,451	△2,752	38,699
10 教 育 費		155,734	243	155,977
	2 小 学 校 費	32,818	△66	32,752
	4 幼 稚 園 費	23,872	66	23,938
	6 保 健 体 育 費	21,629	243	21,872
12 公 債 費		263,705	11,323	275,028
	1 公 債 費	263,705	11,323	275,028
歳 出 合 計		1,094,782	17,835	1,112,617

詳細については、以前に説明されたようですので、省略させていただきます。

議案第37号

平成20年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年9月10日提出

座間味村長 仲村三雄

平成20年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度座間味村の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,726千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,587千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成20年9月10日提出

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
4 国庫支出金		53,099	△2,469	50,630
	1 国庫負担金	33,428	△1,466	31,962
	2 国庫補助金	19,671	△1,003	18,668
7 県支出金		13,736	△1,953	11,783
	1 県負担金	995	△491	504
	2 県補助金	12,741	△1,462	11,279
11 繰越金		1	12,148	12,149
	1 繰越金	1	12,148	12,149
歳入合計		132,861	7,726	140,587

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
2 保険給付金		58,799	8,469	67,268
	1 療養諸費	52,913	5,969	58,882
	2 高額療養費	5,084	2,500	7,584
3 後期高齢者支援金等		18,315	3,375	21,690
	1 後期高齢者支援金等	18,315	3,375	21,690
4 前期高齢者納付金等		9	173	182
	1 前期高齢者納付金等	9	173	182
5 老人保健拠出金		8,870	△7,697	1,173
	1 老人保健拠出金	8,870	△7,697	1,173
7 共同事業拠出金		20,608	△986	19,622
	1 共同事業拠出金	20,608	△986	19,622
11 諸支出金		3	4,392	4,395
	1 償還金及び還付加算金	3	4,392	4,395
歳出合計		132,861	7,726	140,587

なお、詳細についての説明は、これも省略させていただきます。

議案第38号

平成20年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年9月10日提出

座間味村長 仲村三雄

平成20年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,313千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成20年9月10日提出

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 支払基金交付金		12,183	225	12,408
	1 支払基金交付金	12,183	225	12,408
2 国庫支出金		16,143	112	16,255
	1 国庫負担金	16,143	112	16,255
3 県支出金		3,520	37	3,557
	1 県負担金	3,520	37	3,557
4 繰入金		1,009	76	1,085
	1 一般会計繰入金	1,009	76	1,085
歳入合計		32,863	450	33,313

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 医療諸費		18,189	450	18,639
	1 医療諸費	18,189	450	18,639
歳出合計		32,863	450	33,313

議案第39号

平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年9月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成20年度座間味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,217千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190,362千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出補正予算」による。

(地方債の補正)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債補正」による。

平成20年9月10日提出

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
3 繰入金		70,055	1,817	71,872
	1 繰入金	70,055	1,817	71,872
8 村債		14,600	27,400	42,000
	1 村債	14,600	27,400	42,000
歳入合計		161,145	29,217	190,362

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 簡易水道事業費		69,468	1,746	71,214
	1 営業費	69,468	1,746	71,214
2 公債費		60,354	27,471	87,825
	1 公債費	60,354	27,471	87,825
歳出合計		161,145	29,217	190,362

第2表 地方債補正

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公債費負担適正化対策事業	千円 27,400	証書借入	% 10%以内	借入先の融資条件による。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低金利借換することができる。 なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰越して借り入れることが出来る。
計	27,400			

詳細は省略させていただきます。

議案第40号

平成20年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年9月10日提出

座間味村長 仲村三雄

平成20年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度座間味村の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,609千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,835千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成20年9月10日提出

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
4 繰入金		41,451	△2,752	38,699
	1 繰入金	41,451	△2,752	38,699
5 繰越金		1	4,361	4,362
	1 繰越金	1	4,361	4,362
歳入合計		51,226	1,609	52,835

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 下水道事業費		10,727	1,609	12,336
	1 下水道事業費	10,727	1,609	12,336
歳出合計		51,226	1,609	52,835

議案第41号

平成20年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年9月10日提出

座間味村長 仲村三雄

平成20年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度座間味村の漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,817千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,113千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成20年9月10日提出

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
5 繰入金		33,085	△14,080	19,005
	1 繰入金	33,085	△14,080	19,005
6 繰越金		1	3,263	3,264
	1 繰越金	1	3,263	3,264
歳入合計		38,930	△10,817	28,113

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 事業費		14,622	506	15,128
	1 事業費	14,622	506	15,128
2 公債費		24,307	△11,323	12,984
	1 公債費	24,307	△11,323	12,984
歳出合計		38,930	△10,817	28,113

議案第42号

平成20年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年9月10日提出

座間味村長 仲村三雄

平成20年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度座間味村の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,246千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成20年9月10日提出

座間味村長 仲村三雄

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
6 繰越金		1	159	160
	1 繰越金	1	159	160
歳入合計		5,087	159	5,246

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前予算額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		2,835	159	2,994
	1 農業集落排水事業費	2,835	159	2,994
歳出合計		5,087	159	5,246

以上で提案理由の説明を終わります。

○ 議長（宮平秀保）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第4. 議案第36号 平成20年度座間味村一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。8番 金城勝英議員。

○ 8番(金城勝英議員)

一般会計の質疑をしたいと思います。11ページお願いしたいと思います。こちらのほうには積立金の渇水対策基金積立金があるんですが、あと1本で1,000万円になっている話もあるんですが、999万9,000円とあるんですけれども、これ何か意味があるんですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長(宮平秀保)

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長(垣花 健)

11ページの渇水対策基金についての御質問ですが、この表の左側のほうを見ていただきたいんですが、補正前の予算額として、費目存置として1,000円置いておりまして、今回の補正を含めて1,000万円積み立てをするということです。特に9,000円でとめたという理由はございません。

○ 議長(宮平秀保)

8番 金城勝英議員。

○ 8番(金城勝英議員)

私はですね、やはり予算ですので、あと1,000円は付け加えて、1,000万円やれば非常にきれいではなかったかなと思っています。これはこれで終わりたいと思います。

それから支出のほうの17ページお願いしたいと思います。農業振興費でございますけれども、これは鹿柵の設置と資材があるわけですが、これは多分阿嘉だと思いますが、どのところをやるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長(金城英幸)

農業振興費の鹿柵の整備、賃金と原材料費を計上してあります。場所としては集落の後ろ側の地域ですが、草戸という場所、そして読田と言いますか、その場所の約900メートルほど上に、そして学校側、研究所のさわ沿いのあいている部分の修理等を一応考えて、今計上しております。

○ 議長(宮平秀保)

8番 金城勝英議員。

○ 8番(金城勝英議員)

この鹿柵においてはですね、やはり同僚議員からも何回となく一般質問をやって、やっとここまで見えたなど。非常に安心しているところでございますけれども、大変、今植えたかざらとか、いろいろなものですね、鹿にやられて大変な苦情がよくあったんですよ。だからこれはもう予算が通っていますので、早急に設置してもらいたいというふうに思います。それから旅費の県外の19万円があるんですが、これは農業のどいういったもので県外のものか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長(宮平秀保)

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長(金城英幸)

農業振興費の旅費、県外旅費なんですが、これはですね、多面的施設、要するに大浜の施設の地権者、これまで買い上げと賃貸ということで進めてきたんですが、今、賃貸契約ができない部分が県外に3名います。

1人、大阪なんです、配達証明等をつけて送っているんですが、返事が来ない状況ですので、直接行ってですね、用地の賃貸をしたいということで一応やっています。あと1件は鹿児島の方です。鹿児島の方に2人いまして、それも同様に直接伺って、賃貸の契約をお願いしたいということで一応計上しています。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

よくわかりました。そういった公共の施設等は地主との関係もよくありますので、早目にまたお願いしたいと思います。

それで最後なんです、26ページの公債のものでございますけれども、これにつきましてこちらのほうでも今、1,000万円余りの補正が出ているわけでございますが、平成19年度のきのうの決算を見ますと700万円も余っていたわけですね。だからこれにつきましてもやはり慎重に、公債費の場合にはこれはもう利子が幾ら元金が幾らって決まっていると思うんですよ。これが余るといのもちょっとおかしいなと思うんですが、きのうも決算で700万円余っていたんですよ。だからこれにつきましてもやはり年末までには調整をお願いしたいと思います。これで終わります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

12ページお願いします。町税費の中の退職時特別負担金というのを説明してください。167万4,000円の。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

ただいま宮里順之議員の質疑にお答えします。町税費の退職負担金567万4,000円は、去った20年の3月末で退職された職員の退職負担分の清算分です。当初は予測で予算を組んだんですが、167万4,000円ちょっと不足だということで、今、組合のほうに立てかえしてもらっていますが、その分をお支払いするという事です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

わかりました。次はですね、住民課長、身体障害者福祉費のところ緊急通報システムというのが3万5,000円ですけども、これをちょっと説明してください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの宮里順之議員の質疑に対してお答えいたします。緊急通報システムはひとり暮らしの高齢者、またそれに準ずる身体障害者の方のためにですね、緊急時にボタンを押すとコールセンターにいきまして、コールセンターから協力者という形で3人まで選ぶことができますので、連絡が取れるまで連絡して、何かあったときに駆けつけるというシステムでございます。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

わかりました。次にですね。15ページの簡易水道事業特別会計の繰出金について181万7,000円、担当課長説明してください。繰出金というのはわかっていますけれども、一応説明してください。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

ただいまの御質疑にお答えしますが、簡易水道の議案第39号のほうに細かく詳細が出てまいりますけれども、簡易水道事業に対する水質検査であったり、あと修繕費等に関する要求がありましたので、ここで繰り出しとして計上しています。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

16ページの賃金、各区の予算が補正額で92万4,000円ありますけれども、説明してください。どういった賃金ですか、これは。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

失業対策費の賃金なんですけど、各区計上しています。座間味区から説明いたします。座間味区はくじらの公園、集落内の清掃等を考えて、2回分ほど、要するに1回3日程度、8人です、2回分ほどを計上してあります。次の阿佐区、これも集落の前面、これは公民館前から、そして次の部落、謝花までです、あとチシに向けての道路も含めて一応阿佐のほうは考えて計上しています。そして阿真線、阿真線も観光客が利用するというので多いので道路と、そして集落内ということで、これの3日ほどを計上しています。阿嘉なんです、阿嘉の集落前、そして阿嘉橋の道路の取り付け部分、あとニシ浜の道路がちょっと観光施設があるから奥のほうと、そして生コン会社がある、その周辺等の草刈りを考えて計上しております。慶留間区は集落内、これも2回にわけて、1回2日で4日分という形で計上しています。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

20ページ、道新設改良費ですね、これ公有財産費、土地財産購入費とありまして、25万3,000円ですけれども、これの説明をお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

土木費の道路改良費の財産購入費ですが、これはですね、平成18年事業、これは慶留間阿嘉線になります。整備は今、終わっておりますが、その際に道路を整備したんですが、相続関係で長引いていましてですね、やっとこれ購入することができました。そういう手続きが済んだものですから。これは地権者が2人で、5筆になります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

はい、了解しました。ありがとう。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

同じ20ページなんですけれども、道路維持費、賃金が21万円とあるんですけれども、課長、御存じだと思ふんですけれども、阿嘉は越原まで村道になっていますよね。林道ではないと思ふんですが、村道だと思ふんですけれども。村長も行かれたことありますか、最近。車が1台通ると向こうから来たら、確実にとまらないと走れないんですよ。草が生い茂って。道路維持費のこの21万円の中で、果たしてできるのかと。座間味は全部きれいにされていますけれども、阿嘉、慶留間の道路というのはもう草がジャングルの中と思ふぐらいの村道なんですけれども、これも補正で組まれているのかどうか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質疑の道路維持費の賃金なんです、これもですね、今、御指摘ありました越原線を草刈りするというので一応計上してあります。全線が今の現状が雑草等が生えて、通りにくくなっていることではないので、一応その通りにくくなっている部分だけを草刈りするというので決めて計上してあります。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これ観光にも関することなんですけれども、例えば展望台までの道、取りつけ道路ですね。人間より高く草が生えてしまって、どこに道があるかわからない状態で観光客からかなり苦情が出てきているんです。そういうところもですね、せっかく展望台何千万円もかけてつくっているんですから、その辺の維持管理もですね、ちゃんとやってもらわないといけないんですよ。はっきり言いますが、1年に1回草刈ったからそれでオーケーかといえば違うんですね。夏になるとものすごい勢いで草は伸びますから。梅雨の後はまた歩けない状態になりますので、最低でも年に2回人が歩けるような形で道路維持はしてもらわないと。新しくつくるわけでも、アスファルトを敷くわけでもないわけですから、そんなに金がかかるものではないんですから、それははっきり言って同じように島に住んでおられるわけですから、見た場合にはすぐそれを実行させるか、また区長にお願いして、いつごろがいいかということを判断させてやるように、補正を組むようにしてください。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

もう1点お願いしたいと思います。国はですね、8月15日に交付税を3年ぶりに増になっております。それで沖縄県の分としまして3,173億円ありまして、市町村分が1,191億円というようになっているわけでございますけれども、今からその交付税は配分されると思います。それで今、同僚の議員がおっしゃったように、大変今、環境の美化が非常にあっちこちの集落等がおくれているわけです。特に観光立村と言いながら、観光施設の周辺とか、今みたいな道路の草が相当生えているわけです。これを大変厳しい中ではございますけれども、やはり交付税が相当また来るものと思っております。それでですね、今後そういったものにおきまして、今人夫におきましてやはり相当の年の方が多くて、なかなか作業がはかどらないわけです。だからこういったものはですね、村としまして若い者の例えば機械力でやるとか、そういった

ものをやりながらですね、進めていく方法もたくさんあるわけです。だからこれにつきまして、村としまして今言った道路の整備、また観光施設等の周辺の草刈り等にも絶えず力を入れてもらいたいとこのように思います。それで村長にお願いでございますけれども、この交付税が確かに来ると思うんですよ、村長の考えとしまして、どのようにやるのかちょっとまたお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

先ほど来、道路の美化、ほんとに通りますていい感じはしません。そういうことで今回、補正の中でも失業対策という形で少しばかり上げたんですけども、これはきのう決算をしておりますも御指摘がありましたように、当初予算では金がどれぐらい積めるのかというのがわからなくて、きのうの決算を見まして、今回の決算を見て、少し先ほどの交付税の件もありまして、少しゆとりがありそうだとということで、執行部としては美化費ということで約100万円程度は今計上してあります。今の話につきまして、後また追加するかどうかにつきましては、いろんな状況を見ながらできるだけ地域がきれいになるような形で、ひとつ私としてもやっていきたいというふうに考えております。きょうさらなる補正の追加というのは約束できませんが、ひとつ御理解を賜りたいと思っています。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

よろしく願います。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

20ページなんですが、林道の清掃については同僚議員のほうから質疑していますので、これはやらないことにしましょう。この間ですね、御嶽を掃除しに阿嘉区は行ったんですよ。そのときに感じたことなんですが、林道の側溝ですね。あれ両方から流れてくる水が相当の量になるんですよ。これ以前もそういう話が出て、きれいに掃除して、ちよつとの雨でもすぐ流れてくるものですから全部嶽原の展望台付近、また大嶽の塩川付近から流れてくる側溝を全部●サーガルに流れて行くんですよ。あの水が詰まっているんですね、側溝が。草木が枯れて詰まったり、あるいは少しづつ泥が詰まっているんですよ。ああいったものも●コロを持って行って掃除をすれば少しの雨でもすぐ流れてきて、ダムにたまると思います。そういった点もちよつと気を配ってですね、させてもらいたいと思います。

それからもう1点、19ページの観光費の中の修繕費、これはどこの何を修繕するんですか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

19ページ、商工費の観光費の修繕費なんですが、これはですね、阿真のくじらの里のコテージがあります。もう建設して20年も近く経過していると。これはですね、トイレの便器の修理です。そういう形になったのは井戸水を使っています、その井戸水の石灰がトイレに付着して、その便器が流れないという状況にあったものですから、その便器の修理で、取りかえ修理ですね。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

終わります。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

宮里順之議員の質疑に対して関連質疑です。失対事業費、さっきも越原村道の21万円とかいうお話がありましたけれども、これは先日の合併の検討会等がありまして、これは予算の使い方について、草刈りはどうするかということに、村内の環境美化をどうするかという話で予算をつくり上げていますけれども、今後そういった予算編成が非常に難しくなってくるということで、財政も厳しいということで、この間いろいろ議論はされていますけれども、ただ展望台、それから観光における村道における管理というものを行政予算だけでなかなかできないというのが現実だと思います。実際そういったことに対する考え方なり、村長の施政方針の中で述べているように協働という形での考え方について、全然予算をつけないということではないんですけれども、バランスの問題だと思うんですけど、地域でじゃあどこまでお願いするかということもある程度、提案はしたほうがいいのではないかと。さっき言ったように全部予算でやらないと草刈りができないということでは、この間の予算の議論ではなかなか話が前に進まないのではないかと思います。失業対策総務費についても各字割になされていますけれども、確かにこれは今までの話の中で、予算の形での草刈り賃金の配布という形になりますけれども、なかなかそこら辺についても本音と建前の議論がなかなかできない状況ですので、ぜひですね、そういった環境美化についても、環境目的税の話もありましたけれども、商工会、観光事業者、地域住民含めての展望台の維持について、行政予算でどれだけ、地域でどれだけ負担するかという話みたいなものをぜひ提案していただかないと、すべて役場予算という形での処理でというふうになり兼ねないのではないかとというふうに私は感じますので、ぜひそこら辺の点、考え方というのを●聞かせてもらえないでしょうかということです。それとですね、予算の件についてそのように合併論議もありますので、そういった提案の仕方もぜひお願いしたいと思っています。

それと11ページですけれども、財産管理費のところ、2の庁舎内修繕とありますけれども、これについてちょっとお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

ただいまの御質疑にお答えします。本庁舎の修繕費なんですけど、建設から40数年たっております、かなり老朽化が目だっております。この議会の廊下等の壁もはがれて、御存じのようにですね。その辺の修繕を若干行いたいというふうに考えています。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

台風も近づいていまして、この台風がもしかしたら庁舎が壊れるかもしれませんが、具体的にどこを直すという話になります。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

具体的にどこにどの何万円という細かい予算計上はないんですけれども、これからこれだけ老朽化してお

りますので、不測の事態に備えるというか、ある程度の修繕費は必要だというふうに考えています。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

同じページの総合センター費というのがあるんですけども、需用費の中で、これも修繕費になっていますけれども、こちらについても説明をお願いしますか。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

総合センター、座間味と阿嘉のほうに2カ所ございます。座間味のセンターのほうはかなり老朽化も激しいのは皆さん御存じだと思いますが、それにプラスですね、阿嘉の総合センターにおいてもどんちょうの故障であったり、電気の切れとか、あと外壁のレンガの割れで非常に危険な状態がありまして、その辺の修繕を考えております。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

この項目にはないんですけども、1点だけ修繕費の関係で確認したいことがありまして、阿嘉島の古いターミナル、今食堂やっていますよね。あそこは村の財産で貸しているんでしょうか。実はこの間、ちよくちよく阿嘉島に行くんですけども、あの食堂の土間はものすごく削れているんですよ。阿嘉島には食堂というのはあそこ1件しかなくて、観光客の皆さんいらっしゃるんですけども、このぐらいへこんでるんですね、ひどいんですよ。あれは契約の内容によるかもしれませんけれども、借りてる人が直すのか、村が直すのかということになるんですけども、阿嘉島にとってはあの食堂は唯一ですよ、合宿できる場所。あれはどちらの責任でやるのか、そのままずっと放置していくのか。予算の問題もありますけれども、家賃を取っているのであればどうなんだろうということなんですけれども。

○ 議長（宮平秀保）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質疑、阿嘉の食堂で使われている施設、あれは当初観光施設でですね、船の離発着の切符販売所として、村のほうで整備している施設です。今は新しい新港ができて、切符販売等が移って、そういう形になっているんですが、現場の今状況、タイルがめくれているという、私、地元なのでちょっと一応は見えております。全体的にこれからちょっと調査をして、どういう形でこの修理等をしていくかは検討してみたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

地元には事情があると思いますけれども、たまたま行かれましたら、タイルがはげているところではなくて、もう穴があいているんですよ。見ていても見苦しいものですから、ぜひよろしくお願いします。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

土木費の港湾管理費に関連する質疑なんですけれども、東側のもともとは船の補修するための建築物だと思うんですけれども、建物ですね。ひびですね、天井からコンクリートがはがれ落ちて下に落ちている状況が続いているんです。非常に危険な建物なんですけれども、この解体か今後これにかわるような建物の建築ですね、どのようにお考えでしょうか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

港湾整備の件なんですけど、座間味港の東側にある施設ですね、これが船の修理ということで、村のほうで整備しております。今、御指摘のありました施設が老朽化して、剥離していると。そしてまた修理用に使われたと思っています、H鋼ですか、そういう形で今あるという、危険だということですので、現場も調査してですね、対応したいと思います。その建物を建てる場合の事業は村の補助を受けて整備したと今、考えていますので、そういう補助制度で補助してやっていますから、取り壊し等についてはそういう制度も調べて対応したいと思います。その場所は現在もよく利用されています。特にサバニの修理をしたり、船の修理、漁業組合の漁具とか、よく修理されていますので、ない時期にそういう危険箇所は修理するなり、やっていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

6番 宮里祐司議員。

○ 6番（宮里祐司議員）

わかりました。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

ほかに、質疑。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

環境衛生課長、よろしいですか。これをちょっと見ても全然入ってないんですけれども、環境衛生課長、阿嘉の総会の後に、阿嘉の漁港の隣の● ところの倒木するとか、「あしたからやります」という話があったんですけれども、予算が全然ないんですけれども、これは当初にも予算はなかったんですけれども、補正で組んでお茶代ぐらい出すぐらいのことはいいんですけれども、青年会がやってもいいということで協力体制はできているんですよ。ところが肝心の環境衛生課から話がないものだから、青年部は動けないということでもありますので、その辺どう考えているのかちょっとお願いします。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

思い出しました。一応この作業についてはですね、課内で会議を持ちまして、倒木しているものの片づけ、それとあとまだ少し樹木が残っています。かなり木が重いものですから、足場が悪いところからそれを搬出するのはどうしようかということで、課で保有している2トンユニック、それから4トンユニック、これですり上げて片づけようということで、車がなかなかあかないんですよ、4トンユニックが。夏場の資源ごみ、いわゆる瓶、缶類、ペットボトル類が大量に出てですね、一段落ちちょっとついてからユニック車を使ってやろうということで、作業の計画は自前でやるということで、賃金を使わないでですね。そういうことで今予定をしています。時期についてはちょっとおくれておりますけれども、どうしても機械を使わないと無理なものですから。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

先ほど7番議員からも指摘がありましたけれども、公園施設とかはですね、青年会で草刈りとかはやっているんですよ。ところが今休憩所の横の公園ですね、樹木がある。今、環境衛生課とてもじゃないが、課長お答えになりましたけれども、職員自身が行ってやるということは非常に難しいと思うんです。これだけ人数もいないんですから。ましてや環境対策いろいろ今、下水道やら水道、そういう対策をやっているのに逆に少々の予算をつけて、地元で専門の土木業者がおりますので、彼らは機械も持っておりますので、彼らにお願いしてはどうかと、逆に。私は思うんですが。あともうちょっと上のほうに行って、●平田のほうの下水処理場から出てきた水のところがですね、非常に堆積物がたまって、大雨になるとその周辺の畑に全部逆流してしまって、水没させてしまうと。そこは前からコンボイ1台あれば1時間ではできますよと。言うなればこれ1年以上ほっとかれていますので、その辺も含めた形で少々予算化をして、やってもらったほうが私はいいと思うんですよ。皆さんが体があいた時間に行ってやりますということをおっしゃいますが、私から見て、皆さんの今、この体制では来年、再来年までかかっても無理ではないかなと。それよりも10万、15万円の予算をつけて、やったほうが早く処理できて、住民にほんとやる気があるんだということを見せられると思いますよ。

あと今、公園の話をしましたけれども、休憩所の横の公園は半年前にやっていけば、そうでもなかったんだらうと思いますけれども、今のモクマオウがね、種で飛んできて、あれは成長が非常に早いものですから、直径10センチぐらいで全部成長し始めていますから、あれもう引き抜くだけでもまる一日かかるのではないかなと、何百本生えていますからね。もう公園なのか、モクマオウを植林しているところなのかよくわからなくなってきていますので、逆に早くそれ、きょうはできないと思いますけれども、補正予算を組んで、そういうのを組んでやってもらいたいと考えております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

あと1点、11ページですが、何かこれちょっと見たら、プライバシーにかかるようなことではないかと思ひながら、あやふやしてこれ今、質疑を立てているわけです。特定健診という項目ですね、これはどういった健診なんですか。臨時職員と職員となっているが、あまり不思議なものですから。特定とされているものから。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

本年4月1日から始まりました後期高齢者医療がありますけれども、それとの絡みですね、国民の健康の確保等に関する法律というのがあります、その中で従来の住民健診が40歳以上の人については、特定健診ということで、いわゆるメタボリック対策、メタボリックの発見を中心とした対策健診に変わっています。これは各保険者、例えば国保であるとか、社保であるとかでやっていきますけれども、それに関して役場の職員の場合には職場健診の一環として特定健診を実施する必要が出てきたということで、従来の国保から新たに発生した分が共済費として今度計上しているものです。

○ 議長（宮平秀保）

5番 金城英雄議員。

○ 5番（金城英雄議員）

なかなかいい制度ができてよかったなと思いますね。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 平成20年度座間味村一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第36号 平成20年度座間味村一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第37号 平成20年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

住民課長、13ページと14ページを説明してください。後期高齢者支援金と、それから前期高齢者納付金について、説明してください。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの宮里順之議員の御質疑についてお答えいたします。後期高齢者支援金というのは4月から制度が変わりまして、新しく後期高齢者医療というのが立ち上がっております。これに対する支援金でございます。当初予算で組んでいたんですが、決定が来まして、さらに増減になったために補正をさせていただいております。前期高齢者納付金というのは、70歳から75歳まで、後期高齢者に移行する前の方たちの支援

金ということで17万3,000円、決定通知が来たものですから補正のほうに予算を計上させていただいております。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

後期高齢者、これ広域の連合のうちの議長が行っているわけですがけれども、この組織構成はどうなっていますか。いろいろ問題出ていますけれども。議員派遣しているでしょう、1人ずつ、各市町村から。これはどういうことになっていますか、今後は。ずっとそれは動いているんですか。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの御質疑についてお答えいたします。ただいまのところですね、継続しておりまして、廃止の予定とは聞いておりません。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

これは今、議長に関係しますけれども、これは予算を審議したり、これ広域のものがありますか。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

今、沖縄県内にあります広域連合は、今御指摘にあります後期高齢者医療の広域連合が1つと、あと介護保険の広域連合、これは本島と周辺の離島市町村でつくっている介護保険広域連合と2つございます。広域連合自体は地方自治法に定める特別地方公共団体の一つになっておりますので、単なる組合とかそういうものではなくて、例えば南部広域市町村圏事務組合、あちらは一部事務組合ですがけれども、南部市町村会というふうな任意のものではなくて、法律に定める地方公共団体の一つということになっておりますので、その代表者である理事長、これが市町村長と同じ立場になります。また、そこで予算の審議にあるとか、条例審議を行うための議会というのは、地方公共団体として必要ですので、今どちらも設置されております。ただ、その議会の構成に関して、今、両団体とも広域連合ともそれぞれの構成市町村から1人ずつ代表派遣ということになっておりますけれども、例えば県外であれば各郡部トータルで何人とかというふうにやって、そこで選挙したりするケースもございますけれども、今、我々のところは先ほど申し上げたとおり、広域連合の規約の中で各構成団体の議員から選出された議員を広域連合の議員とするという規約になっておりますから、これはこちらの村の議会と同様な立場の議会として、これからは規約が改正されるまでは続いていくということになります。

○ 議長（宮平秀保）

しばらく休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 平成20年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。よって議案第37号 平成20年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第38号 平成20年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。

これから議案第38号 平成20年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。よって議案第38号 平成20年度座間味村老人保健事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第39号 平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

質疑を行います。1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

公債費ですね、補正額が2,747万1,000円とありますけれども、その説明をお願いいたします。次のページについてですね、4ページ、公債費負担適正化対策事業2,747万●とあるんですけど説明をお願いします。その事業について。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

ただいまの御質疑にお答えいたします。今回のこの地方債なんですけれども、これはですね、公的資金、補償金免除繰り上げ償還という制度を活用することによるものです。これは国の制度でありまして、地方公共団体の構成負担の軽減の観点から平成19年度からの3年間、公的資金、旧資金運用資金、旧簡易生命保険資金、公営企業金融公庫等の資金を高い金利で借りていた地方債を補償金なしの繰り入れ償還を実施することができるようになっております。これによってですね、利率の安い今回は県の貸付金に借り換えをするんですけれども、これによって利子の軽減が図れるということで、約1,000万円程度利子の軽減が図られるということになります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

はい、わかりました。

○ 議長（宮平秀保）

進行してよろしいですか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。よって議案第39号 平成20年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第40号 平成20年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。 8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

8ページお願いしたいと思います。こちらに認可計画というのがあるんですけれども、認可計画はどのようなものなのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの認可の質疑にお答えいたします。座間味島の下水道事業なんですけれども、平成9年に供用開始をしまして、今事業が多くなっておりませんので、休止状態になっております。ということは認可がもう切れた状態になっておりまして、処理場のほうの機械設備関係が11年になりまして、あっちこっちょっ

と不具合が発生をして来ております。経年劣化によるものなんですけれども、今後こういう基幹改良事業を行う場合には変更認可を行ってですね、認可期間を延ばさないと事業に着手ができません。事業を行う前に変更認可で、まず認可を復活させると。それからいろんなようようの準備をして、実際には4年後ぐらいに基幹改良の予定をしておりますが、現段階でそういう準備事務を行うということです。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

よくわかりました。終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 平成20年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。よって議案第40号 平成20年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第41号 平成20年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 平成20年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。よって議案第41号 平成20年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算

(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第42号 平成20年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 平成20年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。よって議案第42号 平成20年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第43号 座間味村ふるさと寄附条例の制定についてから日程12. 議案第44号 座間味村ふるさと応援基金条例についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長(仲村三雄)

議案第43号

座間味村ふるさと寄附条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年9月10日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

2008年4月30日の地方税法等の改正により、地方自治体に対する寄附金について、一定の金額が所得税と居住地の住民税等から全額控除される制度が設けられることとなったことから、寄附金の受け入れ等について具体的な手順を定める必要があるため提案するものである。

中身については、担当から説明させます。

議案第44号

座間味村ふるさと応援基金条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成20年9月10日提出

座間味村長 仲村三雄

提案理由

座間味村ふるさと寄附条例により寄附される、寄附金を適正に管理・運用するため、本条例を提案するものである。

詳しい内容については、担当課長から説明させます。よろしく御審議をお願いします。

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

若干説明をつけ加えさせていただきます。先ほど村長からも提案理由にありましたけれども、座間味村ふるさと基金条例については、今年の4月の地方税法の改正によりまして、寄附金について一定の金額が所得税と個人住民税から全額控除される制度が設けられたことによるものです。これまで村では寄附を呼びかける対象者、寄附を充当する事業などについて、庁内において検討してまいりました。寄附金の受け入れ等について具体的な手順を定めるために、この議案を提出をさせていただいたところであります。なお、寄附条例の第7条においては、村長は毎年1回この条例の運用状況について公表しなければならないという条例を今回設けてありまして、使い道についても広くお知らせをしていくという条例となっております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

それから議案第44号のふるさと応援基金条例の制定なんですけど、これにつきましては先ほど御説明申し上げました旧条例に基づきまして、寄附をいただいた寄附金をどのようにして管理していくかということを確認にうたうために、適正に管理・運用ができるようにということで、今回条例の提案をしております。これにつきましても、よろしく御審議をお願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

これから質疑を行います。1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

このふるさと寄附条例はですね、類似町村なんか、例えば隣近所の渡嘉敷とか、そういうことをやっていますか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。近海の類似村のほうに問い合わせを一応してみましたが、具体的に条例をつくるというのは現在のところ本村だけのようです。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

これの目的事業区分、寄附金の指定等、あるいはいろいろ云々ありますけれども、これは独自でつくられ

たんですか。村の。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

他府県のもちろん条例等も、あと市町村課からの資料等もいただいてですね、独自で作成したものです。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

その中にですね、第5条が適用除外とあるんですけども、第5条ですね。寄附以外の寄附については、この条例に規定は適用しないと。寄附金以外の寄附というのは何ですか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。ちょっとわかりづらくなっているかと思いますが、第2条のほうにですね、この条例に基づき寄附された寄附金、要するにふるさと条例に基づき寄附されたものを寄附金と、この条例の中では言っておりまして、それ以外の他の例えば行事等の寄附金については、こういう対象ではありませんよということですよ。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

他の行事等ということは。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

純粋にこれは法律上の表現で、この条例の中では第2条で、この条例に基づき寄附された寄附金、これを以下、寄附金と言っておりますので、ここの第2条以下出てくる寄附金という言葉は、すべてこの条例に基づいて寄附されたものだけをいうということになっております。したがって、ほかの何らかの形で寄附されてくるものがあり得るわけですけども、それについてはこの基金、この寄附とは見なさないですよということで書いたものです。例えばどういう機会にあるかわかりませんが、以前いただきました水源基金の寄附であるとか、こういう寄附もいろいろございますが、こういうのはふるさと寄附としては見なさないというふうな表現でつけたものです。

○ 議長（宮平秀保）

1 番 宮里順之議員。

○ 1 番（宮里順之議員）

あんまりよくわからないですね。これは社協なんかによく、社協が受けているはずですけども、例えばお祝いしたときにいただいたりしますよね、寄附金。こういったのはどうなります。これはもう社協と別ということ。どういうことが適用外になるんですか。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

まず社協が我々とは組織が基本的に違いますので、向こうへの寄附は構わないんですけども、ただ一応寄附者の目的として、例えば高齢者の福祉に役立てるために村に寄附したいというふうなケースがあり得るかと思います。この場合には例えば条例第2条の第3号、住民が健康で安心した生活をおくる

★テープ交換★

ただ、そういうことではなくて、もうほんとに大ざっぱに村で役立ててくださいよというふうなことでやった場合には、この寄附には当たらないんですが、5,000円以上の寄附であった場合には税額の控除ができますので、税金の控除ができますので、この場合にふるさと寄附として取り扱って、この第5号のその他目的の達成のために村長が必要と認める事業にある程度村長が自由に使いますよということで受けさせていただければ、税額控除が相手のメリットがあるということになります。ですから表現の問題として第5条に適用除外は入れてありますけれども、ほとんどの場合でこれを使えば税の控除を受けて、我々のところに寄附を出していただくことができるということの考えです。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

調整監、これは5条はいらんんじゃない。省いたらいいんじゃないかと思うけどな。それは私が言わなくても研究してください。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

座間味村ふるさと応援基金条例のところでお聞きします。これ基金条例になりますけれども、その第5条、●繰り替え運用についての条文がありますけれども、私の勘違いだったらあれですけども、基金を●開設した場合に、本来、基本的に繰り替え運用という項目はあんまりよくないというふうに私は記憶しているんですけども、この繰り替え運用という運用そのものがなかなか例外的な運用だととらえています。間違ったらすみません。後で取り消させていただければいいんですけども。実はこの基金の条例について、この使い方についても書かれていますし、その項目があるわけで、あえてここで繰り替え運用、財政上必要なときに繰り替え運用することを定める条文というのは、そのときに必要なときに条例化すればいいことで、最初からこれ入れてもどうなのかということです。実は●営農の渇水対策事業ありましたが、あれも繰り替え運用で使うことでやったんですけども、そのときいろいろ議論がありまして、基金についてはそういった繰り替え運用というのは違法ではないけれども、できないことはない。条例改正してもできるという話で決めたことがありまして、それと同一のことで繰り替え運用の条例であれば、最初からそれを基本的に基金というものは、それにその目的に沿った運用と資金管理のもとで基金というものを設置をするわけですから、最初から繰り替え運用の項目を入れるのはどうなのかなというふうに疑問を感じていますが、この説明を願えますか。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

ただいまの御質疑なんですけれども、第5条の繰り替え運用という条文を設けてありますが、もちろん繰り替え運用を前提として設けているわけではありません。ただですね、こういう基金の条例を策定する場合のですね、ほとんどの場合によって繰り替え運用という条文がうたわれております。そういったことで通常の基金の条例の参考にして、今回も繰り替え運用の条文を今回の条例の中に入れていくということです。

○ 議長（宮平秀保）

7番 宮里清之助議員。

○ 7番（宮里清之助議員）

そういうことであればあれですけども、最初からそういうふうにかかれると、また勘違いされる方もいらっしゃると思いますので、ふるさと納税を薦めるのであればあんまりそういった、逃げ道のあるような条例の仕方はどうなのかというふうに思いました。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

まずふるさと応援基金条例の第3条の第2項、基金に属する●便宜を必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるとありますけれども、最も確実かつ有利な有価証券というのが、だれがどのように判断してくるのか。これは株の話だと思わんですけれども。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

今の御質疑の最も確実かつ有利なという場合に、通常は国債を大体頭に置いております。株式ではございません。こういう場合に確実であり、かつ有利なことになりますと、結局両方の足し算の結果としてどちらがいいのかということですが、基本的には確実であることがまず第一条件、その次に利率がいいということをやっておりますので、例えば株であるとか、ファンドも可能ではあるんですけども、とにかく基金の元本をなるべく割らないようなノーリスクの部分を最初にとって、その中で利率ということになっています。通常は国債が念頭に置いて考えられてます。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、調整監は国債をとおっしゃいましたけれども、うちの座間味村にはいろんなところに株がありますよね。それから考えると、それ、だれがどうやってその判断で買ったのかというのは私はわかりませんが、これも逆にいえば、同じようなことが起こり得るということではあるわけですよね。そのときにだから、だれがどういう判断で買われるのか。議会予算のときにはノータッチなのか。後で買いましたよと、買ったけれども損しましたよという報告を受けるのか。買ったからもうけましたよとやるのか。その判断はどのように行われるのかというのが非常に問題があるわけですよね。それは例えば村長独自で判断するのか、それとも100%銀行にお願いして銀行で運用させるのか。そういう方向まで逆にいえば見えてこないで第3条の第2項というのは簡単に「ああ、そうですか」ということに私らはオーケーできるのかなという部分もあるわけですよね、はっきり言って。今非常に株というか、国債もそうですけれども、非常にがた落ちになっていますので、そういう時代にそういうものを慎重にどう判断するかというのは、逆に示してもらわないといけないかと、私はそう思うんですが。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

管理の第3条に書かれている部分は、我々行政屋の立場からするとほぼとんとん拍子で入ってくる1項、2項の関係ですので、我々としてはこれについてあまり深く考えて入れた部分ではないんですけども、た

だおっしゃるとおり、じゃあそれがほんとにだれの責任で行われるのかということであれば、基金の管理自体は執行部の管理の責任権限の範疇に入っておりますので、執行部のほうで行います。ただ一方で今回の決算にもございますように、財産の状況ということで毎年度お示しをしておりますから、その中で不適切であるという御意見があれば、また決算状況も含めてですね、議会の審査をいただいて、当然修正をされていくものだというふうに考えております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは適正に報告もされることと信じてですね。あときのうも私、寄附金の寄附の件でちょっと話をしましたけれども、この今、計画されていることね、例えば第2条。先ほど同僚議員からありましたけれども、第5条についてもそうなんです、こういうもの公告をいつ、村民に知らせないといけないわけですね。それと今度はまた村外の人に対しての公告の方法と、いつごろを計画しているのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

本来は総務課長が答えたほうがいいかもしれないんですけども、きのう答弁させていただいた関係で私がお答えいたしますが、お話ございましたように、やはりできるだけこれについては寄附をされる方々が座間味に寄附をしたいという気持ちになっていただくことが一番大事だと思いますので、きのう御指摘ありましたとおり、この第2条に書かれているものはかなり大きくくりの書き方になっていますから、一体何に使うのかよくわからないと。その辺のところははっきりと内部でもやりまして、こういうこういう事業に使いますという具体的な部分もちゃんと出して、まず第1点としてはホームページで広く全国の皆様の中にもお目にとまるようにということでやりたいと思っております。

それともう1つは、きのうもお話申し上げましたけれども、やはり島から出られた皆さんが郷友会という組織をお持ちですから、こちらの総会とか、もしお許しいただけるのであれば、あちらのほうから各郷友会の会員の皆様にお知らせをいただくことをお願いするということが2点目。それから今ありますアイランダーネットワークの名簿というのは非常に大きな資産になっておりますので、すでにこちらの何人かの方々からはこういうふるさと寄附というのが座間味はやらないんですかという質問もいただいております。ですので条例として成立次第、早々にお示しをしてこういうことができましたので、もしお志のある方についてはどうぞよろしくお願ひしますということをお願いしたいというふうに考えております。また、庁内では現在ですね、この寄附をいただいた方に対して、お礼の気持ちをどのような形でお返ししていけばいいのかということをお示しを今ちょっと庁内で協議をしております、これも早急に決めまして、住民の皆様、また全国の座間味のファンの皆様、郷友会の皆様にお示しをしていきたいと。とりあえずはホームページでこの条例ができましたのでということだけは早々にお示ししていきたいというふうに考えております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

大体わかりましたけれども、寄附金ですね、先ほど宮里議員から周知のほうはどうなっておりますかとお聞きしたときに、まだないと。やはり早くやるのが逆に言えばチャンスだと思うんですよ。ホームページを第1号載せるというお話ですけども、寄附金のページを開きますと、かなり参考になるものがあります。

先ほど調整監の答えの中に、例えば高額寄附者に対してはどうかということでお札の形をあらわすかとか、そういうのも逆に参考になるようなものにたくさんありますので、写真入りとかそういうふうに逆にこっちも親切な、文章だけ読んでわからないですから、写真入りでこういうものに使いたいということをはっきり示すことができるような方法で、一日でも早くやるようにしていただければと思います。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 座間味村ふるさと寄附条例の制定について、及び議案第44号 座間味村ふるさと応援基金条例の制定については一括採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。よって議案第43号 座間味村ふるさと寄附条例の制定について、及び議案第44号 座間味村ふるさと応援基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第45号 座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第45号

座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例

地方自治法（昭和22年法律第67条）第96条第1項の規定により、座間味村手数料徴収条例の一部を改正することについて、議会の議決を求める。

平成20年9月10日提出

座間味村長 仲村三雄

（提案理由）

「戸籍法の一部を改正する法律（平成19年法律第35号）及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正する政令（平成20年政令48号）が施行されたことに伴い、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）も合わせて、所要の規定の整理を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

詳細については、担当課長から説明させます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。先ほど村長が申し上げましたとおり、戸籍法の一部を改正する法律及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正したために、文言等を改正しております。

○ 議長（宮平秀保）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これ何ページかページ数がわからないんですけども、（18）身分に関する証明手数料1件につき450円。300円から450円になるんですけども、逆。これ身分に関する証明手数料って何ですか。そこから住民票とか何とか全部出てくるんですけども、身分に関する証明手数料というのは。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの金城善昇議員の質疑に対してお答えいたします。身分に関する証明手数料というのは、身分証明書を発行しますので、その際に対する手数料の発行になっております。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは住基カードという意味ですか。身分証明書というのはあります。どんなものがあるのか私ちょっとわからないんですけども。

○ 議長（宮平秀保）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの質疑に対してお答えいたします。住基カードとはまた別ですね、身分証明書というA41枚の紙で発行しております。内容はですね、懲罰がないとか、そういったものになっています。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

そういうものを取ったことがないのでちょっとわかりませんでした。すみませんでした。じゃあそういうものがある自体もわからなかったですから。懲罰の対象になるような身分になったことがないものですから。わかりました。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。よって議案第45号 座間味村手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○ 議長（宮平秀保）

これで午前の部を終わります。

しばらく休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

日程第14. 推薦第1号 農業委員の推薦についてを議題といたします。

休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

ただいまいろいろと議会で審議した結果、議会推薦の農業委員は2人とし、宮平●ジョウジ、それから金城勝英君、以上の方を推薦したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議会推薦人の農業委員は2人とし、宮平●ジョウジ、金城勝英君、以上の方を推薦することに決定しました。

これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって、平成20年第3回座間味村議会定例会を閉会いたします。

閉 会（午後1時55分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 秀 保

署名議員 金 城 勝 英

署名議員 宮 里 順 之